



浄化槽をお使いの皆様へ

～茨城県からのお知らせです～

法定検査（11条検査）の受検をお願いします。

浄化槽の設置者（管理者）である皆様は、浄化槽法第11条の規定により、浄化槽からきれいな水が放流されているかを検査する、年1回の法定検査の受検が義務付けられています。

※設置者（管理者）は、保守点検や清掃とは別にこの検査が必要です。

まだ、法定検査を受検されていない場合は、（公社）茨城県水質保全協会に受検の申し込みをしていただくよう、お願いいたします。

【法定検査受検申込み先】

公益社団法人 茨城県水質保全協会

〒310-0845 水戸市吉沢町650-1

Tel. 029-291-4000

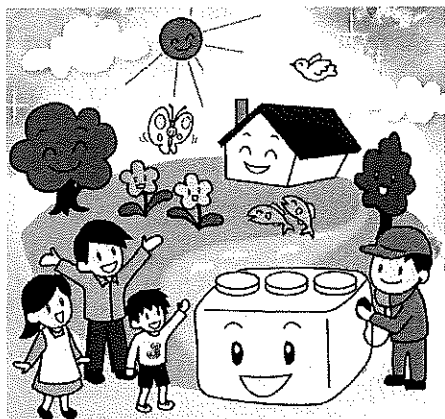
HP <http://www.e-mizu-ibaraki.jp/>

（HPからもお申込みいただけます）

法定検査を受けていない方へ、ご案内を送付します。

県では、法定検査を実施していない方に対して、令和4年8月中に受検のご案内を送付させていただきます。

ご案内文が届きました際は、同封の「浄化槽法定検査申込書」により、速やかに前述の（公社）茨城県水質保全協会に、受検の申し込みを行ってください。



【問い合わせ先】

・茨城県県民生活環境部環境対策課

TEL 029-301-2966

・茨城県環境政策課県央環境保全室

TEL 029-301-3044